

# 宮若市新規創業融資資金利子補給金の概要について

宮若市では、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、市内において創業する個人や法人に対し、創業のために借り入れた融資の利子の一部を補助します。

## 補助の条件等

### 対象者

以下のいずれにも該当する創業者

- ・市内に店舗、工場又は事業所を有する者
- ・融資を受けた日が創業前又は創業後の1年以内である者
- ・創業支援を受け、確認書等を受領している者
- ・市町村税に滞納がない者
- ・宮若市内に住民票を有する者
- ・暴力団、暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者でない者

### 対象創業支援

- ・宮若市創業支援事業計画に記載されている創業支援  
宮若商工会議所：創業相談・創業スクール  
若宮商工会：創業相談・創業スクール  
(株)日本政策金融公庫：創業サポートデスク
- ・認定連携創業支援事業者、金融機関が実施し、市長が適当と認めた創業支援
- ・(株)日本政策金融公庫の創業支援

### 対象融資

- ・福岡県中小企業振興資金融資制度要綱第6条第3号に規定する新規創業資金
- ・(株)日本政策金融公庫が実施する創業支援に係る融資

### 対象外事業

- ・風俗営業、性風俗関連特殊営業、深夜における酒類提供飲食店営業
- ・金融業、保険業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、バー、キャバレー、ナイトクラブ等（日本標準産業分類による）
- ・連鎖販売業
- ・各種チェーン店（個人創業の場合を除く）
- ・その他市長が不適当と認める事業

### 補助対象経費

- ・対象融資に係る1年分の利子支払額

### 補助対象とならない経費

- ・償還の遅延に係る利子支払額

### 補助金額

- ・対象経費の1/2
- ・上限5万円

### その他

- ・平成29年度については、公布の日以降に受けた融資についてのみが対象となります。

○融資が決定しましたら、必ず宮若市産業観光課までご連絡ください。

申請時期や補助額等の確認・連絡をいたします。

連絡がない場合、補助金の交付ができない場合があります。

○対象の創業支援や創業融資、対象外事業など詳しくは下記までご相談ください。

問い合わせ先

宮若市産業観光課商工振興係  
TEL 0949-32-0519